

北九州市の別居家族による訪問介護サービス提供に対する考え方

1 介護保険制度の趣旨

高齢者が要介護状態になった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになります。家族介護への負担軽減を目的としています。

2 同居家族への訪問介護サービス提供

【同居家族の場合】

指定居宅サービス等の人員基準で同居家族である利用者に対する訪問介護サービスを提供することを禁止しています。

(「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成15年3月14日・厚生労働省令第28号）」第25条)

訪問介護員の居宅が同一敷地内にある場合は、行き来が頻繁で生計が同一であるなど同居と同じ状態であれば、別棟であっても同居とみなします。

また、別居であっても通常別居家族宅に泊まりこんでいる場合も同様です。

3 北九州市の別居家族による訪問介護サービス提供に対する考え方

別居家族による訪問介護サービス提供について、本市の考え方は次のとおりです。

- ① 家族への訪問介護がサービス提供責任者の具体的な指示に基づいて提供されており、訪問介護サービスによる活動内容が個別サービス計画に明確に位置づけられていること。
- ② 別居家族によるサービス提供をしている訪問介護員は、他の利用者へのサービスも提供していること。

事前の届け出は不要ですが、以上を満たしていることを確認し、必要性を十分検討した上で別居家族への訪問介護サービスの提供をお願いいたします。

★適切な運用がなされているかは今まで通り運営指導等で確認していきます。

4 北九州市における別居家族サービス提供における不適切事例

福岡県の実地指導や情報提供等により、過去に下記のような不適切な事例があることが明らかになりました。

- 利用料の1割自己負担額が家族ヘルパーの給料から引かれている。
- ヘルパーが保険給付として行う内容と、その後居宅に留まり家族として親を介護する内容が不明確である。
- 居宅サービス計画や訪問介護計画に基づくサービス提供が行われていない。
- 家族以外の利用者にはサービス提供を行っていないなど家族を中心にサービスを提供しており、しかも利用時間が長い傾向がある。
- 指定訪問介護事業者の中には、積極的に必要如何に関わらず、家族へのサービス提供を勧奨している。（⇒実際はサービス提供を行っていないにも関わらず、保険請求をしていた事例があった。）

5 家族の範囲（民法第877条に基づく相対的扶養義務者と絶対的扶養義務者）

- ① 三親等内の血族（子、兄弟姉妹、孫等）
- ② 配偶者
- ③ 三親等内の姻族（子の配偶者、兄弟姉妹の配偶者、孫の配偶者等）